

受付開始 随時

受付終了 随時



コウノトリ支援事業

申請難易度

★★★★☆

上限金額

30万円

補助率

1/2

登録/更新日 2022年8月29日

発行機関 長野県佐久市

対象地域 長野県 佐久市

支援種別 補助金

目的

～佐久市では、妊娠・出産の希望の実現に向け、不妊治療又は不育症治療を受けたご夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成します～

支援内容

助成の対象となるもの

- ・不妊治療のうち保険診療適用外の人工授精・体外受精・顕微授精の治療費
- ・保険診療適用外の不育症治療に要した費用
- ・保険診療適用外の男性不妊治療に要した費用（下記のもの除く）
- ・夫婦以外の第三者の精子・卵子・胚の提供による治療
- ・代理懐胎による治療
- ・佐久市転入前に治療期間が終了した治療費
- ・他の地方公共団体から不妊治療にかかる補助金の交付を受けた治療費（県助成金は除く）

不育症とは

「2回以上の流産、死産あるいは、新生児死亡などを繰り返して、結果的に子どもを持っていない場合」と定義され、不育症の検査方針や治療方針が整理されてきました。不育症の原因は人それぞれですが、検査を行い、適切な治療を行うことで、出産に至ることができるようになりました。

助成の対象期間

4月1日から翌年3月31日までの期間

夫婦一組につき同一年度一回限りの申請としますので、対象期間内の治療を全てまとめて申請してください。（一回の申請で二年度分の申請はできません）

申請は、不妊治療を受けた日の属する対象期間の翌年度以内をお願いします。

※年度をまたぐ治療を受けた場合は「コウノトリ支援事業医師証明書」の特記事項欄に、医師にその旨を記載してもらってください。

支援規模

助成金の金額

対象期間内の治療費の合計の2分の1の額とし、30万円を上限とします。

但し、交付対象者が県助成金を受けた場合は、交付対象経費から県助成金の額を除きます。

※県助成金の対象となる方は、県への申請を先に行ってください。

対象者の詳細

対象者

下記のすべてに当てはまる方

- ・不妊治療等開始時に法律上の夫婦または事実婚の関係にある夫婦であること
- ・申請日の1年以上前から夫婦の双方または一方が佐久市に住所を有すること
- ・市税等に滞納がないこと

※事実婚の場合は、治療の結果、出生した子について認知を行う意向があることが要件です。

対象地域



お問い合わせ

市民健康部 健康づくり推進課

電話：0267-62-3196(健診)、0267-62-3527(予防)、0267-62-3189(健康相談)

0267-63-3781(口腔歯科)、0267-62-3524(医療政策)

ファックス：0267-64-1157

申請相談ページ	j-izumi.com/tascha/coupon	申請サポート依頼はこちら 情報の泉本部 東京都渋谷区南平台町3-13 新堀ビル 3F TEL:03-6416-0402 HP:https://www.grand2.com MAIL:support1@j-izumi.com
申請相談コード	ba7x9d	
申請支援着手法	要相談	
成功報酬	要相談	
上記金額の有効期限は2023年7月12日まで		